

**令和6年度**

**牧之原市水防計画書**

**牧之原市水防協議会**

# 目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 津波における留意事項	4
第5節 安全配慮	4
第2章 水防組織	6
第1節 牧之原市水防本部組織	6
第2節 大規模氾濫減災協議会	8
第3章 避難	8
第1節 避難の指示	8
第2節 避難のための立退き計画	8
第4章 決壊等の通報及び決壊後の処置	9
第1節 決壊等（被害情報）の通報（法第25条）	9
第2節 決壊後の処置（法第26条）	10
第5章 重要水防箇所	11
第1節 重要水防箇所	11
第2節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置	11
第6章 水こう門等及びその操作	11
第1節 水防上注意を要する水門等	11
第2節 河口部・海岸部の水こう門等（津波・高潮時）	11
第7章 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送	12
第1節 水防用資器材及び設備の整備	12
第2節 輸送の確保	13
第8章 通信連絡	13
第1節 水防通信連絡系統	13
第9章 気象庁が行う予報及び警報とその措置	15
第1節 気象予報及び警報	15
第2節 津波注意報、警報の種類	17

第10章 水防警報	20
第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置	20
第11章 水位周知河川における水位到達情報	25
第1節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	25
第12章 水防活動	28
第1節 水防機関の配備体制	28
第2節 雨量・水位の監視	25
第3節 巡視及び警戒とその措置	31
第4節 水防作業	31
第5節 緊急通行	32
第6節 水防信号及び水防標識	32
第7節 水防配備の解除	33
第13章 協力応援	34
第1節 河川管理者の協力及び援助	34
第2節 ホットライン体制	35
第3節 水防管理団体相互の協力及び応援	35
第4節 自衛隊の派遣要請	35
第5節 警察官の出勤要請	35
第6節 中部地方整備局災害対策用車両等の派遣要請	35
第14章 水防報告等	39
第15章 水防計画及び水防訓練	40
第1節 水防計画	40
第2節 水防訓練	40
第16章 そ の 他	41
第1節 費用負担及び公用負担	41
第2節 公務災害補償	42
第3節 牧之原市水防協議会	42
第4節 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措置	43
第5節 災害用伝言ダイヤル「171」等	46

# 資 料 編 目 次

別表	.....	45
様式	.....	51
参考資料	.....	58
重要水防箇所位置図	.....	巻末

## 別 表

別表 1	重要水防箇所一覧	.....	47
別表 2	土石流危険渓流域一覧表	.....	48
別表 3	湛水注意箇所一覧表	.....	50
別表 4	水防上注意を要する水門等一覧表	.....	50
別表 5	水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表	.....	51
別表 6	災害用伝言ダイヤル「171」について	.....	52

## 様 式

様式 5	直轄海岸水防警報発表用紙	.....	53
様式 6	直轄海岸水防警報発表用紙（津波）	.....	54
様式 10	県管理河川水位到達情報発表用紙	.....	55
様式 11-1	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式	.....	56
様式 11-2	国土交通省の災害対策用車両等の派遣回答様式	.....	57
様式 12	水防管理団体水防活動実施報告書	.....	58

## 参 考 資 料

参考資料 1	水防法	.....	60
参考資料 2	牧之原市水防協議会条例	.....	79
参考資料 3	牧之原市水防協議会委員名簿	.....	81
参考資料 4	気象業務法（抜粋）	.....	82
参考資料 5	気象業務法施行令（抜粋）	.....	84
参考資料 6	気象業務法施行規則（抜粋）	.....	89
参考資料 7	気象庁予報警報規程（抜粋）	.....	90
参考資料 8	水防活動実施の報告について	.....	92

重要水防箇所位置図	.....	巻末
-----------	-------	----

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、牧之原市内の各河川、海岸の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波及び高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

## 第 2 節 用語の定義

この水防計画書における用語の定義は以下のとおりである。

### 牧之原市水防本部

牧之原市の地域に係る水防を総括するため設置するもので水防に関係の深い部、課で編成し、市庁舎内に置くものをいう。

### 水防管理団体（法第 2 条）

水防の責任を有する市町をいう。

### 指定水防管理団体（法第 4 条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、県知事が指定した水防管理団体をいう。

### 水防管理者（法第 2 条第 3 項）

水防管理団体である市町村の長をいう。

### 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）

消防本部を置く市町にあっては消防長をいう。

### 洪水予報

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

## 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

## 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

## 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

## 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

## 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

牧之原市においては、河川水位と内水氾濫が発生する関係性や、住民避難等に充てる時間的余裕を確保するために、避難判断水位を避難の目安となる水位とする。

## 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

## 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

## 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。

※牧之原市は水防団を持たないため、水防団＝消防団とする。

## 第3節 水防の責任等

水防の責任は、水防法等に基づき、次のように規定されている。

### 1 水防管理団体の責任（法第3条）

管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立（法第3条）
- (2) 水防団、消防団の整備（法第5条）
- (3) 水防倉庫、資器材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立（法第27条）
- (5) 平常時における河川、遊水地、海岸等の巡視（法第9条）
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）  
洪水予報等の伝達方法や地下街等、災害時要配慮者を含めた避難警戒体制を市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布
- (7) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (8) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (9) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (10) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (11) 水防協力団体の指定、監督及び情報の提供等（法第36、39、40条）
- (12) 水防時における適正な水防活動の実施  
その主たる内容は次のとおりである。
  - イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）
  - ロ 水防団または消防団の出動体制の確保（法第17条）
  - ハ 通信網の点検
  - ニ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
  - ホ 雨量、水位観測を的確に実施
  - ヘ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

- ト 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第 25、26 条）
- チ 水防上緊急に必要なある時の公費負担権限の行使及び損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条及び法第 28 条第 3 項）
- リ 住民への水防活動従事の指示（法第 24 条）
- ヌ 警察官の出動要請（法第 22 条）
- ル 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ロ 自衛隊の出動依頼（知事を経由する 自衛隊法第 83 条）
- ワ 水防管理団体相互の協力応援（法第 23 条）
- カ 水防解除の指示
- コ 水防てん末報告書の提出（法第 47 条）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- (1) 水防計画の樹立（法第 33 条第 1 項）
- (2) 水防計画の都道府県知事への届け出（法第 33 条第 3 項）  
水防計画を定め、または変更したときは、都道府県知事に届け出なければならない。
- (3) 水防計画を定め、変更したときは、公表するよう努めなければならない。（法第 33 条第 3 項）
- (4) 水防団員数の確保（法第 35 条）
- (5) 水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第 32 条の二）
- (6) 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第 34 条）

## 第 4 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 第 5 節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

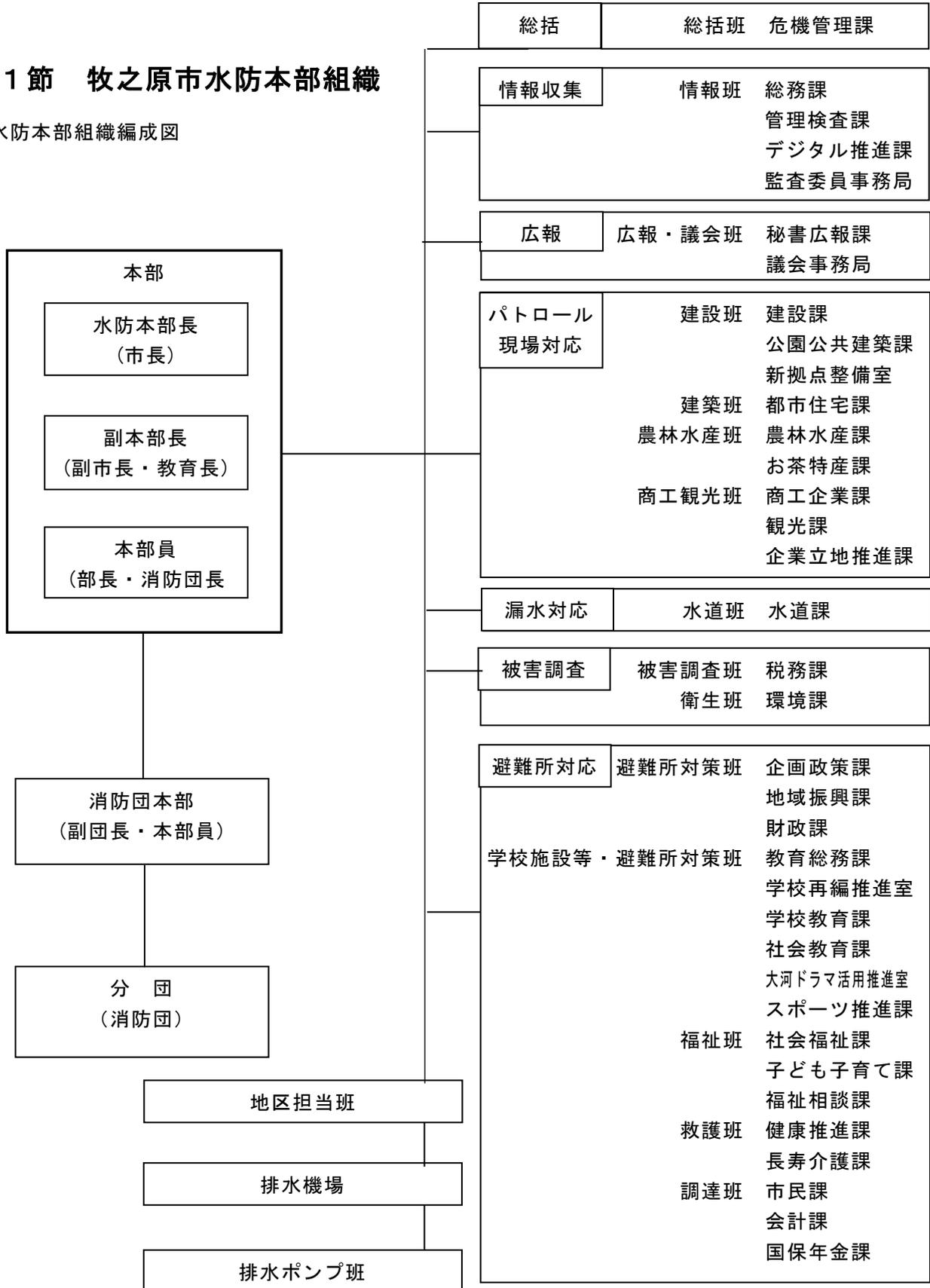
- ・ 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。

## 第 2 章 水防組織

水防に係りのある気象の注意報、警報等により、洪水、津波及び高潮のおそれがあると水防本部長が認めるときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で事務を処理する。

### 第 1 節 牧之原市水防本部組織

1 水防本部組織編成図



## 2. 水防本部事務分担

班名	事務分掌
総括班	水防本部要員の招集、本部・支部会議の運営、その他水防に関する庶務
情報班	水防情報、警報、指令等の受理、伝達及び発令、被害の取りまとめ
広報・議会班	対外的報道等に関すること
衛生班	清掃等生活環境に関すること
福祉班	要配慮者の援護・収容及び搬送に関すること
建設班 建築班 農林水産班 商工観光班	水防時における管内の巡視及び水防作業の現地指導 水防時における施設の巡視及び施設の操作（遠隔操作を含む） 水防時における雨量観測及び河川、海岸等の被害の収集及び関係機関等への報告、道路の交通規制 水防資機材の整備調整、輸送、操作、受払い及びその事務
避難所対策班 学校施設等・避難所対策班	避難所の設置及び運営に関すること 事業部の応援
調達班 被害調査班 救護班 水道班	本部長の命令により応援
地区担当班	担当地区への出向、自主防組織との連絡・情報収集及び伝達に関すること
排水機場	排水機場の操作
排水ポンプ班	排水ポンプの操作
消防団	現在の消防団の編成をそのまま水防団に切り替える

## 3. 消防団組織編成図

分団名	分担区域	方面隊組織
第1分団	静波区、川崎区	榛原方面隊
第2分団	細江区	
第3分団	坂部区	
第4分団	牧之原区（旧両町）	
第5分団	勝間田区	
第6分団	中里区、白井区、神寄区、西萩間区、東萩間区	相良方面隊 （4分団含む）
第7分団	相良区、福岡区、波津区、須々木区	
第8分団	大江区、片浜区	
第9分団	大沢区、菅山区	
第10分団	地頭方区、落居区、遠渡区、新庄区、豊岡区	

## 第2節 大規模氾濫減災協議会

施設では守りきれない大洪水は、必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、大規模氾濫減災協議会を設置するものとする。協議会では、過去の水害の特徴や課題を踏まえ、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、協議し、共有するものとする。法第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会は、表のとおりである。

協議会名	関係機関
志太榛原地域大規模氾濫減災協議会	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町、静岡県、国等

## 第3章 避難

### 第1節 避難の指示

洪水、津波及び高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、水防管理者（市長）は、すみやかに必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、その際は災害や地域の特性等を総合的に判断し、避難指示等の判断基準、伝達方法等を明確にした「避難情報等の判断・伝達マニュアル」により、警戒の発令及び市民への伝達を実施する。伝達には、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。

水防管理者が、立退き又は準備を指示するときは、遅滞なく牧之原警察署長へ通知するとともに、島田土木事務所長を経由して県水防本部長へその旨を報告しなければならない。

### 第2節 避難のための立退き計画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、牧之原警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

避難施設は、牧之原市地域防災計画による指定避難所等とする。

## 第4章 決壊等の通報及び決壊後の処置

### 第1節 決壊等（被害情報）の通報（法第25条）

#### 1 水防管理者（市町）、消防機関の長（消防長、消防団長）の通報

堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（市長）、消防団長、消防機関の長（静岡市消防局長）は、すみやかに付近の住民、所管水防区長（島田土木事務所長）、管轄警察署（牧之原警察署）又は交番・駐在所、及び隣接水防管理者に通報するものとする。水防区長への通報の際は、現地確認情報（画像・映像等）と共におこなうものとする。

なお、付近の住民への通報に際しては、迅速な情報伝達に努めるものとする。

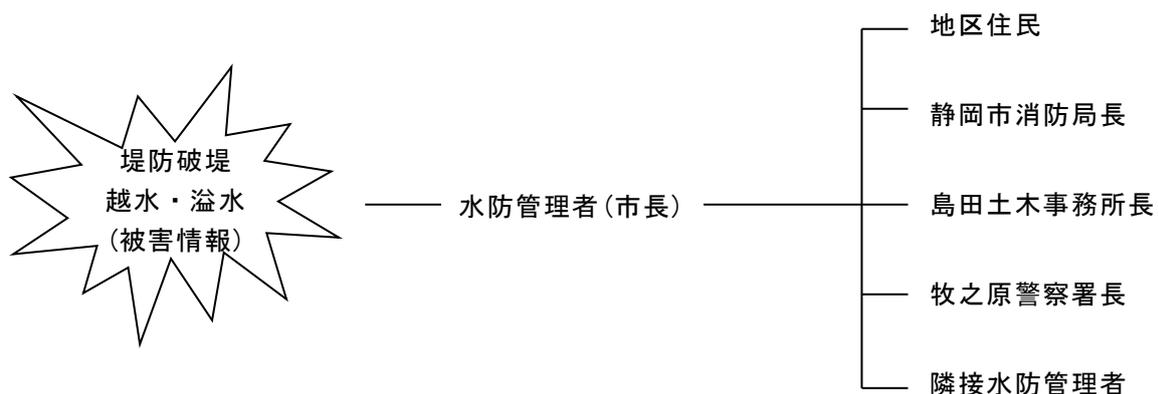
#### 2 水防区長の通報

この通報を受けた水防区長（島田土木事務所長）は、ただちに県水防本部長及び管轄警察署長に通報するものとする。また、直轄管理区域河川については、所轄国土交通省河川国道事務所長にも通報するものとする。

なお、水防区長（島田土木事務所長）が決壊・漏水等の異常を発見した場合も同様とし、併せて水防管理者にも通報するものとする。

#### 3 隣接水防管理者の通報

1の通報を受けた隣接水防管理者は、さらに、氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。



決壊情報の通報連絡系統図

## 第 2 節 決壊後の処置（法第 26 条）

決壊箇所等については、水防管理者、消防団長、静岡市消防局長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

## 第5章 重要水防箇所

### 第1節 重要水防箇所

市内で特に、水防上警戒又は、防御に重要性を有する箇所は、別表1「重要水防箇所一覧」(P.42)、別表2「土石流危険渓流域一覧表」(P.43)のとおりである。

水防管理者は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなければならない。

### 第2節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置

- 1 時間雨量50mm及び異常潮位による湛水注意箇所は、別表3「湛水注意箇所一覧表」(P.45)のとおりである。これらの箇所については通常時の点検並びに洪水出水中の定期的巡回、監視を行い水害の軽減、防止に努めるものとする。
- 2 台風等による被災からの応急復旧箇所について、重要水防箇所に準ずるものとしてあつかう。これらの箇所については、河川管理者の責務とは別に、通常時の点検並びに水防活動時に巡視・警戒を行い、水害の軽減、防止に努めること。対象箇所の一覧については、毎年水防区(土木事務所)が定め、水防管理者(市町)に別途通知する。

## 第6章 水こう門等及びその操作

### 第1節 水防上注意を要する水門等

水防上重要な水こう門等は、別表4「水防上注意を要する水門等一覧表」(P.45)のとおりである。

水防管理団体は、水防上重要な水こう門等の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対処できる応急対策を確立するものとする。

水こう門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。

特に、水防時には適正操作をはかり、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ水防管理者に報告するものとする。

### 第2節 河口部・海岸部の水こう門等(津波・高潮時)

河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時には適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、津波警報が発令された場合には、現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

## 第7章 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送

### 第1節 水防用資器材及び設備の整備

- 1 水防倉庫の設置箇所及びこれに資器材の整備状況は、別表5「水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表」(P.46)のとおりである。また、下表のとおり整備した排水ポンプ等の資器材により、静岡市消防局及び建友会等と連携を図り、訓練を重ね水防活動に使用していくものとする。また、国の排水ポンプ車のより迅速かつ確実な支援を受けるため、排水作業準備計画書による実働訓練を行うとともに計画の見直しなども行うものとする。

平成26年度整備

資器材	内容・規格等
排水ポンプパッケージ 2基	<1基あたりのセット内容> 毎分5tの排水能力のポンプ2台、排水ホース(口径200mm 延長20m)4本、500Wハロゲン灯の灯光器2基、フロート2個、動力制御盤
排水ポンプユニット 2基	<1基あたりのセット内容> 毎分5tの排水能力のポンプ1台、排水ホース(口径200mm 延長20m)2本、フロート1個、簡易型動力制御盤1基
動力用発動発電機 2基	45KVA

平成29年度整備

排水ポンプ稼働用発動発電機 1台

排水ホース 20m×8本、10m×1本

- 2 水防管理者(市長)は、資材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農協倉庫等の手持数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。

なお、水防倉庫に備蓄する資器材の基準は下表のとおりとする。ただし、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

指定水防管理団体の重要水防区域内水防倉庫に備蓄する資器材の基準(例)

品目	杭木	土のう袋	縄	鉄線	蝸木	掛矢	担架	ショベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	照明具	救命綱
単位	本	俵	kg	kg	丁	丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本
数量	500	1,000	250	100	5	10	20	30	3	5	5	5	5	5

## 第2節 輸送の確保

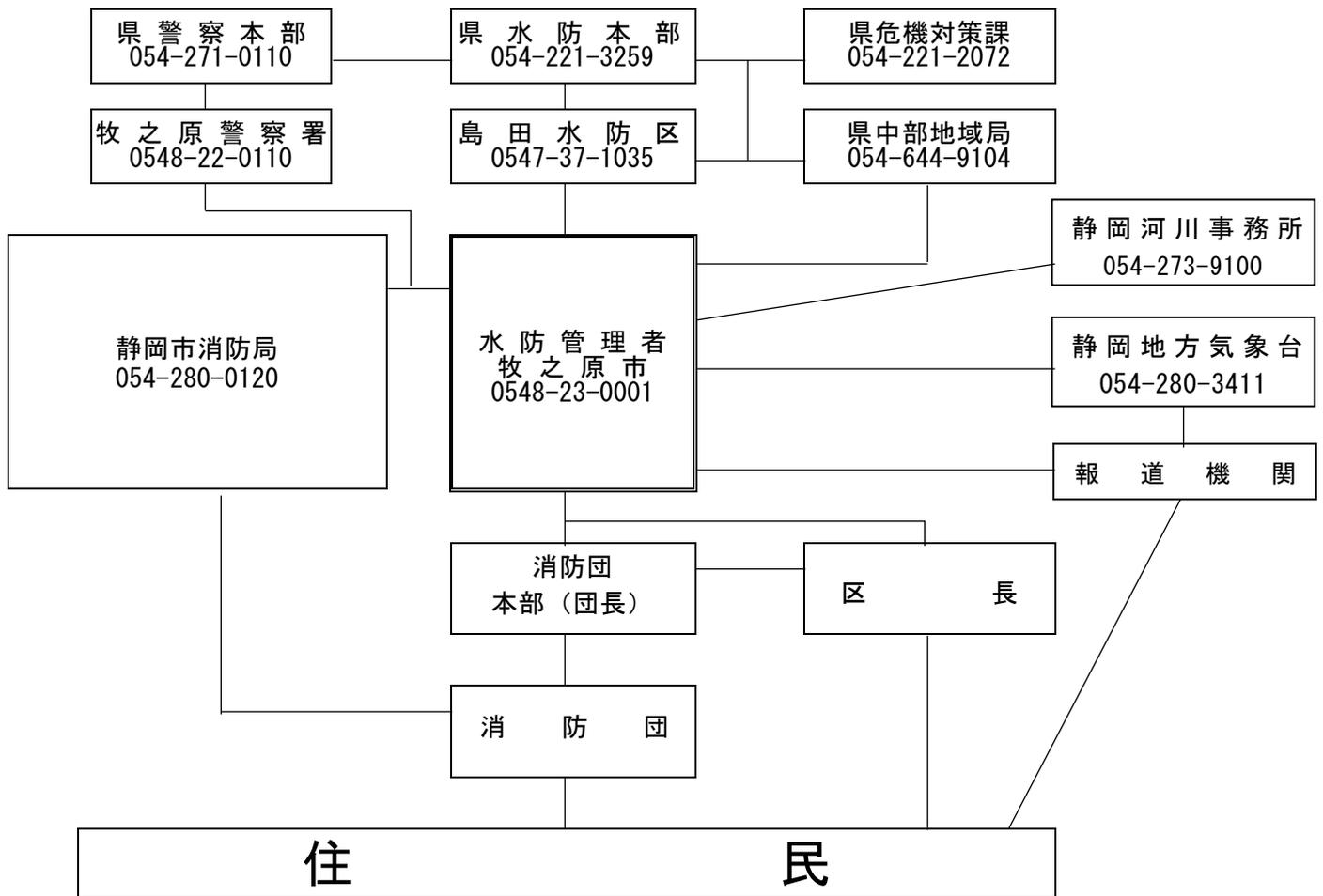
非常の際、水防用資器材、作業員及びその他の輸送車両の配置状況は、牧之原市地域防災計画（資料編6 輸送・交通 「緊急通行車両等事前届出済車両一覧」）のとおりである。

# 第8章 通信連絡

## 第1節 水防通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、下記に示す基本系統図とする。

連絡系統図（連絡責任者）



## 第2節 放送局通信施設の使用

放送局に一般放送を要請するものは、次のとおりであるが、各水防機関は、停電等による通信不能を考慮し非常用ラジオを備えるよう努めること。

- (1) 国土交通省及び県機関の行う水防警報、洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報
- (2) 水防管理者及び県機関等の行う立退きの指示
- (3) 他の通信が途絶したとき特に必要とする事項

## 第3節 その他の通信施設の使用

その他一般公衆電話による通信が不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができるが、詳細は県水防計画資料編第20表「東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表」(P.473)のとおりである。

- (1) 警察通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道関係通信施設
- (4) 電力会社関係通信施設

## 第4節 災害時優先電話について

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。NTTでは法律に基づき一般の通話に対して規制が出来るようになっている。(電気通信事業法)

災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。(電話サービス契約約款)

災害時優先電話の指定にあたっては、NTTにおいて国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。

一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めているとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

## 第9章 気象庁が行う予報及び警報とその措置

### 第1節 気象予報及び警報

#### 1 注意報、警報の種類と牧之原市における発表基準

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表基準は下表のとおりである。

種類		基準値		
注 意 報	高潮	潮位	東京湾平均海面1.1m以上	
	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	97	
	洪水	流域雨量指数基準	坂口谷川流域=7.9, 勝間田川流域=11.8, 萩間川流域=10	
		複合基準	坂口谷川流域=(11, 6.3) 勝間田川流域=(7, 11.8) 萩間川流域=(11, 8)	
	波浪	波高	3.0m	
津波	地震等に起因した津波により沿岸部において災害が発生する恐れがあると予想された場合 具体的には表「津波警報・津波注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ」(P.14)の条件に該当する場合である。			
警 報	暴風	平均風速 陸上20m/s、海上25m/s以上		
	高潮	潮位	東京湾平均海面1.5m以上	
	大雨	表面雨量指数基準	23	
		土壌雨量指数基準	134	
	洪水	流域雨量指数基準	坂口谷川流域=12.1, 勝間田川流域=14.8 萩間川流域=12.5	
		複合基準	坂口谷川流域=(11, 10.8) 勝間田川流域=(11, 13.3) 萩間川流域=(11, 11.2)	
波浪	波高	6.0m		
津波	地震等に起因した津波により沿岸部において重大な災害が発生する恐れがあると予想された場合 具体的には表「津波警報・津波注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ」(P.14)の条件に該当する場合である。			
記録的短時間 大雨情報	1時間雨量 110mm			

注意報及び警報は上記の基準に達する、あるいは超えて被害が予想される場合に発表される。

種類		基準値	
特 別 警 報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)	

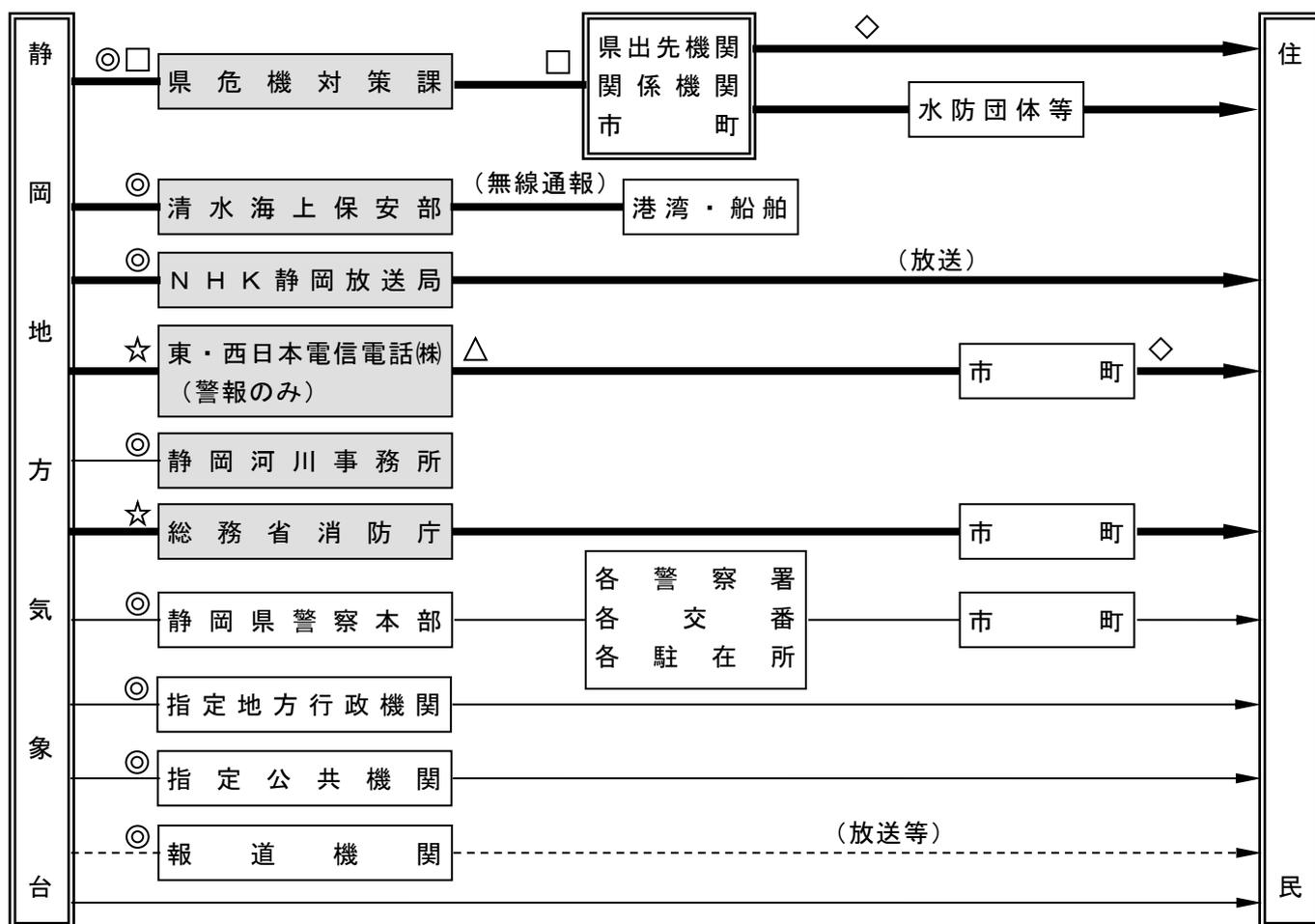
<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

2 気象警報等の伝達等系統図（津波警報等は除く）



- 法令(気象業務法等)による通知系統
- ..... 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 法令により気象官署から警報事項を通知する機関
- ◎ 専用線又は防災情報提供システム
- △ 加入電話・FAX
- ☆ オンライン
- 県防災行政無線
- ◇ 市町防災無線

## 第2節 津波注意報、警報の種類

### 1 津波警報等の種類及び内容

- ・大津波警報：高いところで3メートルを超える津波が予想される場合に発表。
- ・津波警報：予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に発表。
- ・津波注意報：予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表。
- ・津波予報：地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表。

### 2 解説、発表される津波の高さ等

#### (1) 津波警報・津波注意報

##### 津波警報・津波注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ

予報の種類	分類	解説	発表する津波の高さ	
			数値表現	定性的表現
注意報	津波注意報	海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。	20cm以上 ～ 1m	(表記しない)
警報	津波警報	津波による被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	1m超～3m	高い
	大津波警報 (特別警報)	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m超	巨大

#### (2) 津波予報

##### 津波予報の解説

	内容
津波予報	<津波が予想されないとき> 津波の心配がない旨を発表。(地震の情報等に含めて発表)
	<海面変動が予想されたとき> 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。(津波に関するその他の情報に含めて発表)
	<津波注意報解除後も海面変動が継続するとき> 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。(津波に関するその他の情報に含めて発表)

(注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

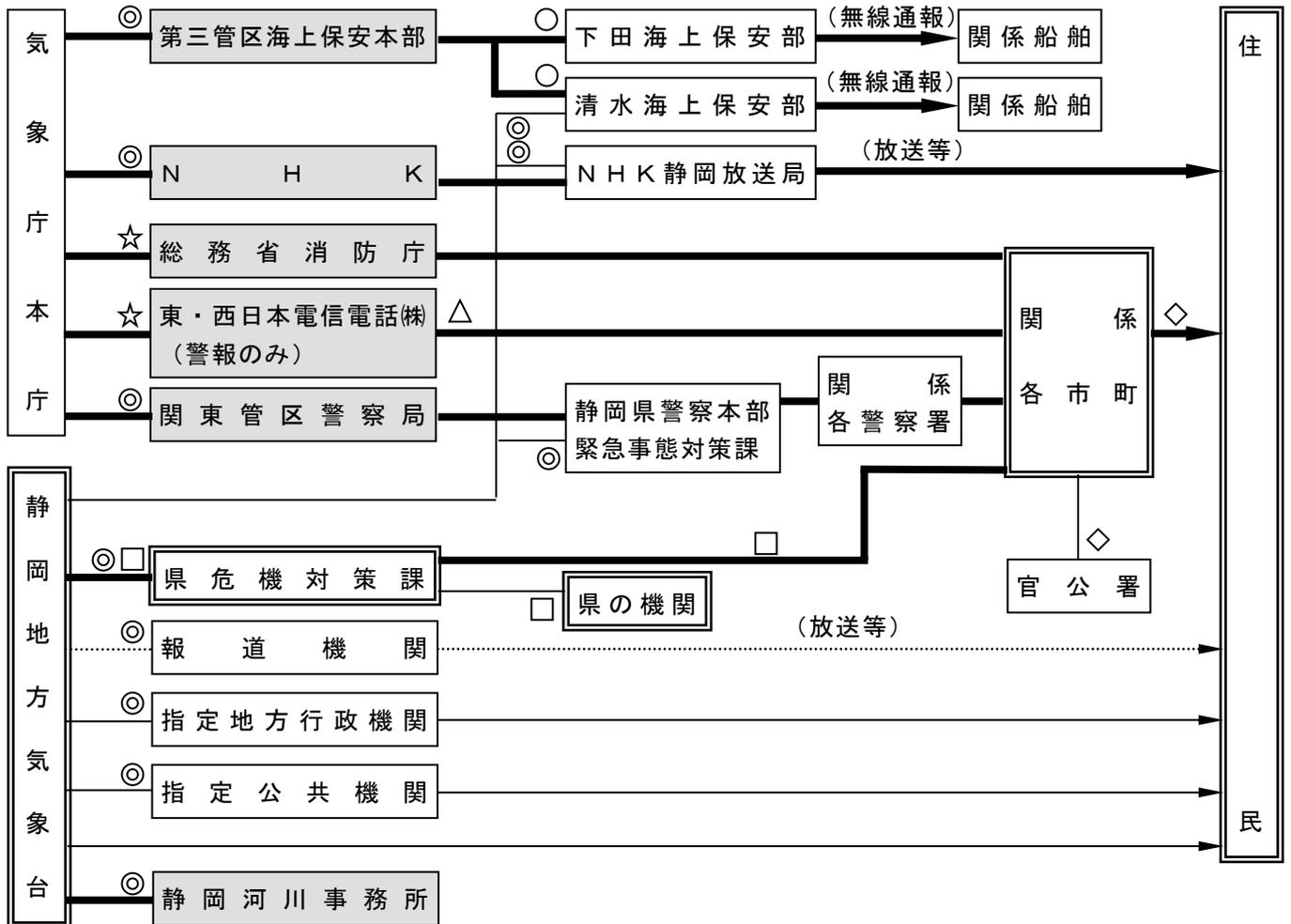
### (3) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

3 津波警報等の伝達等系統図



- 法令(気象業務法等)による通知系統
- ..... 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 法令により気象官署から警報事項を受領する機関(警報のみ伝達確認を行う機関)
- ◎ 防災情報提供システム
- 専用電話・FAX
- △ 加入電話・FAX
- ☆ オンライン
- 県防災行政無線
- ◇ 市町防災無線

4 その他

津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点の連打) ●-●-● ●-●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との連打) ● ● ●-●	(約10秒) [約1分間繰り返す]  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) ●-●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連打) ●-●-●-●	(約3秒)  (約2秒) (単声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

# 第 10 章 水防警報

## 第 1 節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

駿河海岸の区域に係る水防警報の発表は、静岡河川事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、波高を示して、水防上の警報を発表する。

### 1 水防警報計画

#### (1) 中部地方整備局管内海岸

##### 1) 水防警報を行う海岸名及び区域（津波の水防警報を含む）

中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報を行う海岸及び区域

海岸名	水防警報計画名	区 域	区域延長
駿河海岸	駿河海岸水防警報計画	起点 静岡県焼津市田尻北字浜河原 1624 番 3 地先から 終点 静岡県焼津市利右衛門字六軒屋 2563 番 11 地先まで	約 7 km
		起点 静岡県榛原郡吉田町川尻字故鮎ヶ窪 3583 番 5 地先から 終点 静岡県牧之原市細江字浜 6643 番 2 地先まで	約 5 km

##### 2) 水防警報の対象波高観測所

中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報の対象波高観測所

海岸名	観測所名	管 所	所在地	位置
駿河海岸	駿河海洋（沖）	国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	静岡県 焼津市高新田	沖合距離 約 2.8km 設置水深 -45m
	石廊崎	気象庁 静岡地方气象台	静岡県 賀茂郡南伊豆町石廊崎	測定範囲 沖合約 200m~400m

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

現況堤防高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防管理団体
			発報担当者側	受報担当者側	
6.2~8.2m	静岡河川事務所長	島田土木事務所長 河川砂防局長	電 054-273-9104 FAX054-273-9219	電 0547-37-1035 FAX0547-37-5480 (SIPOS) FAX0547-37-5335 (直) 電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	焼津市 牧之原市 吉田町

### 3) 水防警報の種類及び発令（高潮）

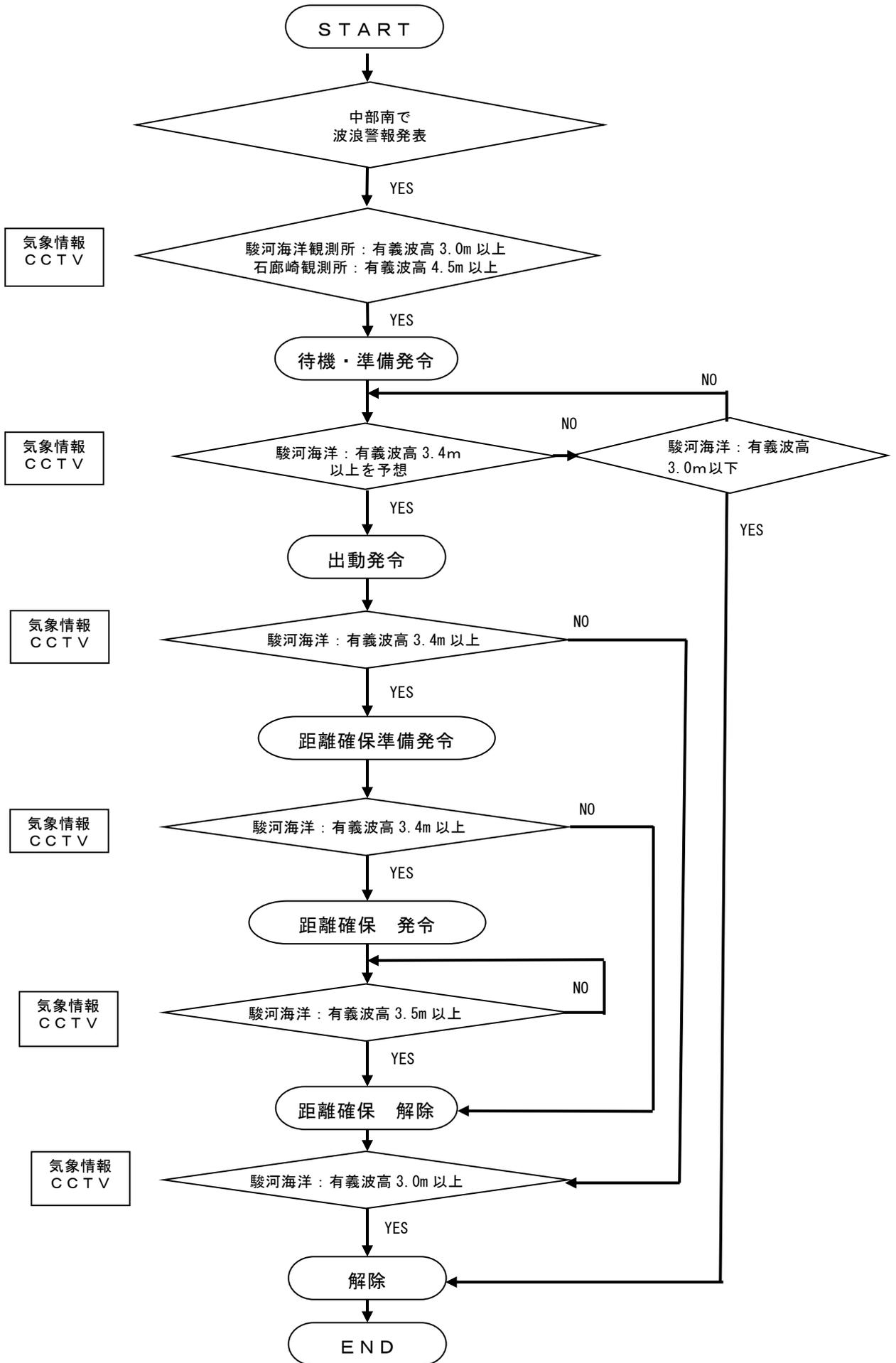
#### 水防警報の種類、内容及び発令基準

種 類	内 容	発 令 基 準 【駿河海岸】
待機・準備	水防団及び消防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、さらに駿河海岸観測所で義波高 3.0m 以上、または石廊崎観測所で義波高 4.5m 以上が観測された時。</li> <li>・ 気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。</li> </ul>
出 動	水防団及び消防機関が出動する必要がある旨を連絡するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報（台風進路予測等）より、今後、駿河海岸観測所の義波高が 3.4m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水防団の出動が必要と判断される時。</li> </ul>
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駿河海岸観測所で義波高 3.4m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。</li> <li>・ 気象情報・CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。</li> </ul>
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駿河海岸観測所で義波高 3.5m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等により、発令が必要と判断される時。</li> <li>・ 越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。</li> </ul>
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駿河海岸観測所で、義波高 3.5m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。</li> </ul>
解 除	激しい越波の発生の恐れが無くなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駿河海岸観測所で義波高 3.0m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。</li> </ul>

4) 水防警報の種類及び発令（津波）

水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

種 類	内 容	発表基準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2 水防活動の必要があると認められなくなったとき

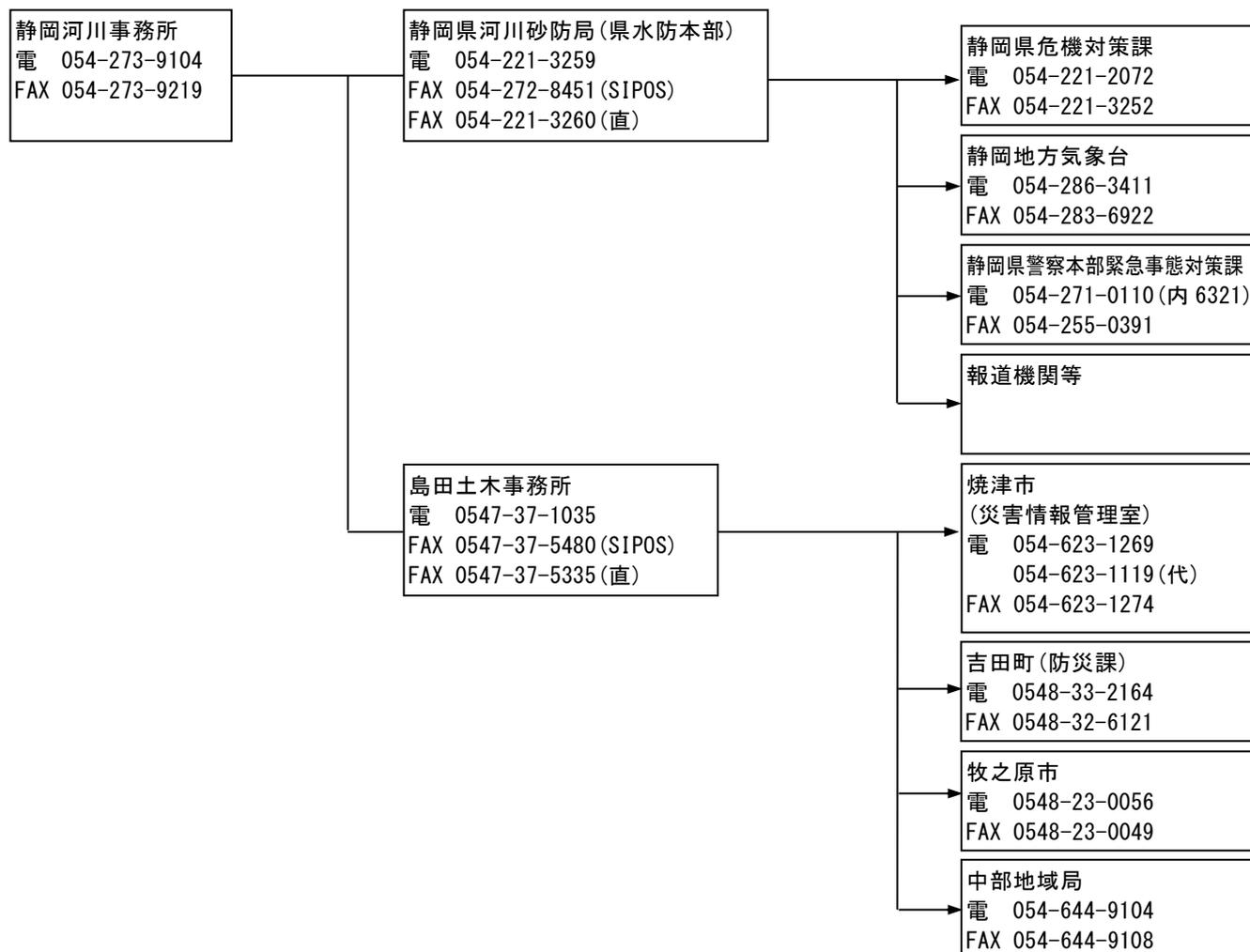


駿河海岸における水防警報発令フロー

## 5) 水防警報連絡系統図

### ・ 駿河海岸水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



## 6) 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は高潮の場合は様式 3-2 (P. 48)、津波の場合は様式 3-4 (P. 49) を使用する。

# 第 11 章 水位周知河川における水位到達情報

## 第 1 節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

静岡県知事は、静岡県知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者（市長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、静岡県知事が指定した河川について通知をした静岡県知事は、避難のための立退き指示の判断に資するため、関係市町の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

### 1 水位周知河川における水位到達情報の提供

#### (1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

静岡県知事指定の水位周知河川の設定河川名及びその区域

河川名	区域		区域延長
湯日川	幹川	左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで 左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで	5,600m
坂口谷川	幹川	左岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで 右岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで	6,310m
勝間田川	幹川	左岸 牧之原市勝間三栗川合流点～海まで 右岸 牧之原市静谷三栗川合流点～海まで	6,200m
萩間川	幹川	左岸 牧之原市黒子蛭ヶ谷川合流点上流付近～海まで 右岸 牧之原市女神蛭ヶ谷川合流点上流付近～海まで	4,800m

#### (2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水位周知河川の対象水位観測所及び水位到達情報の担当官署

河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団機 待機 (通報) 水位	氾濫注 意 (警戒) 水位	避難判 断 水位	氾濫危険 (特別警戒) 水位	既往 最高 水位
湯日川 幹川	千草橋	島田 土木	榛原郡 吉田町神戸	河口から 4.95km	1.20	1.70	1.90	2.00	2.65
坂口谷川 幹川	坂口谷川橋	〃	牧之原市 細江	河口から 2.175km	2.10	2.40	2.70	3.20	2.98
勝間田川 幹川	深谷橋	〃	牧之原市 勝俣	河口から 2.46km	2.20	2.80	3.10	3.40	4.33
萩間川 幹川	東中橋	〃	牧之原市 大江	河口から 2.66km	1.70	2.20	2.50	3.10	3.58

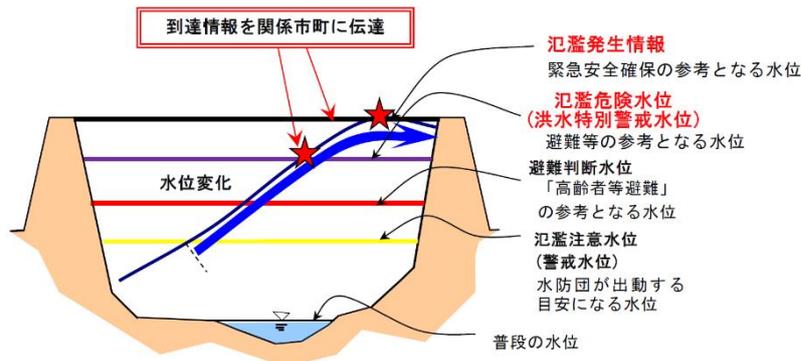
(注) 避難判断水位は、氾濫危険水位到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

河川名	現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当 者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
					発報担当 者側	受報担当 者側
湯日川	左 4.80 右 3.93	左 1.39 右 1.70	島田土木 事務所長	吉田町長	電 0547-37-1035 FAX 0547-37-5480 (SIPOSⅢ) FAX 0547-37-5335 (直)	電 0548-33-2164 0548-33-1111(代) FAX 0548-32-6121
				島田市長	〃	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
				牧之原市長	〃	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049
坂口谷川	左 4.98 右 5.56	左 5.50 右 -	島田土木 事務所長	吉田町長	〃	電 0548-33-2164 0548-33-1111(代) FAX 0548-32-6121
				牧之原市長	〃	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049
勝間田川	左 5.80 右 6.46	左 4.21 右 4.76	島田土木 事務所長	牧之原市長	〃	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049
萩間川	左 4.04 右 4.62	左 3.14 右 3.62	島田土木 事務所長	牧之原市長	〃	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049

(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準と当市の運用

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第 13 条）。水防管理者において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

牧之原市においては、河川水位と内水氾濫が発生する関係性や、住民避難等に充てる時間的余裕を確保するために、県の実情を得て<sup>(\*)</sup>、避難判断水位を避難指示の目安となる水位とする。



避難指示等の発令においては、テレビやインターネット等で公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報等）を基に、災害や地域の特性等を総合的に判断し、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」により、警戒の発令及び市民への伝達を実施する。

市は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報をして区分し、住民の自発的な避難判断を促す。

(4) 水位周知河川における水位到達情報の通知

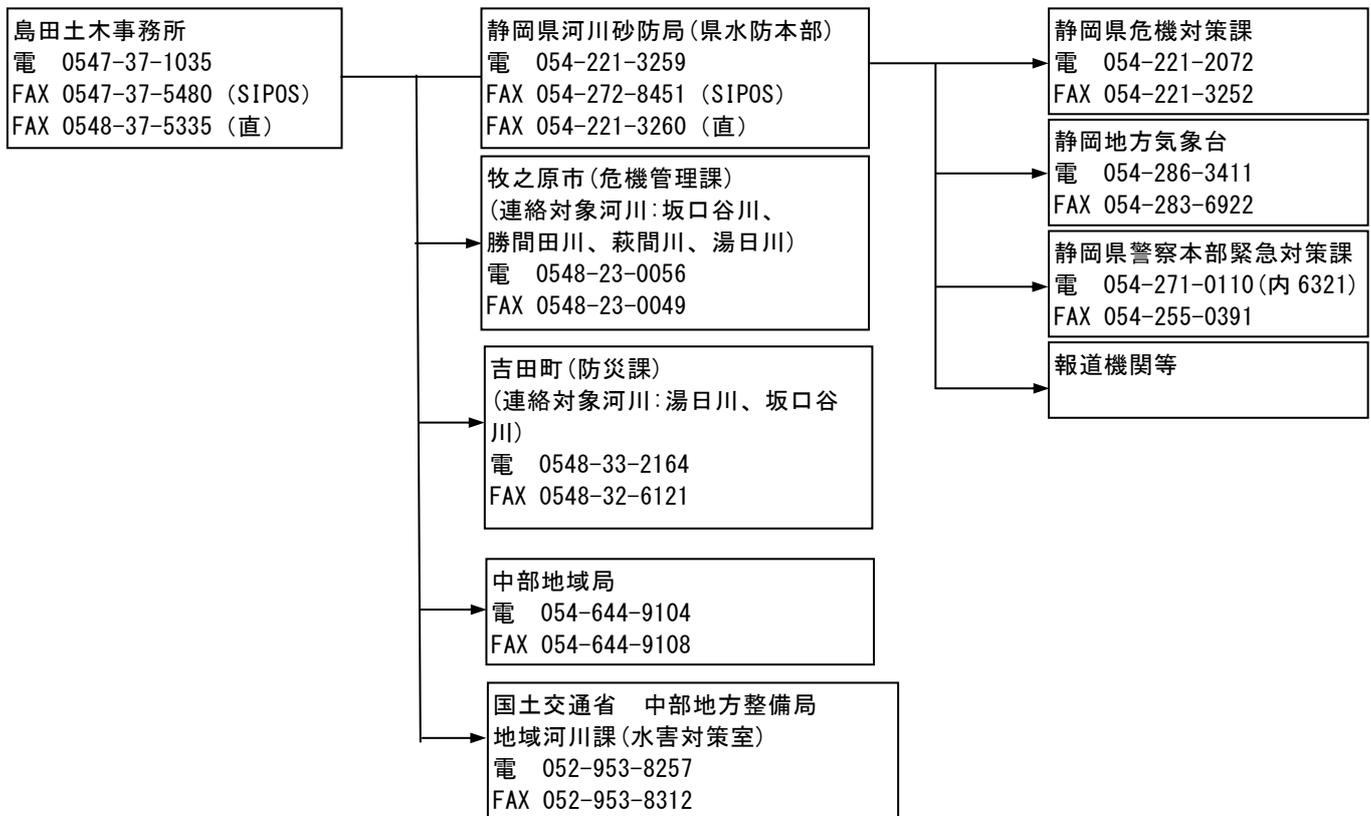
様式6（P.50）により、県から氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した旨の水位到達情報、氾濫発生情報が通知される。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供される。

(5) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報を発表しない場合の処置

理由を付し県から通知される。

・湯日川、坂口谷川、勝間田川、萩間川の水位到達情報連絡系統図

の水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて県から伝達される。その後電話にて受領の確認が行われる。市への連絡は連絡対象河川のみである。



湯日川、坂口谷川、勝間田川、萩間川の水位到達情報連絡系統図

## 第12章 水防活動

### 第1節 水防機関の配備体制

#### 1 非常配備体制

水防本部長（緊急の場合には水防長）は、非常配備の必要を認めるときは、非常配備体制を指令するものとする。なお、非常配備体制への切換えは、P.26の表の基準によるものとする。

#### 2 消防団の非常配備体制

消防団の非常配備は、水防管理者（市長）からの指令によるものを原則とするが、緊急を要する場合は団長の判断により非常配備体制を取らなければならない。水防管理者が消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、水防配備基準により配備体制につくものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

### 第2節 雨量・水位の監視

#### 1 雨量・水位観測所

水防本部長は、雨量観測に遺漏のないように努め、河川水位状況の把握を行わなければならない。

雨量・水位情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー（<http://sipos.pref.shizuoka.jp>）」、「川の防災情報（<http://www.river.go.jp/xbandradar/>）」でも監視することができる。

#### 雨量観測所 静岡県所管[島田水防区]

観測所	流域河川	位置		観測開始 年月日	既往最大 日雨量	観測		
		郡市	大字			所属	氏名	電話
(テ) 静谷	勝間田川	牧之原市	静谷	S51. 3. 1 (S54. 10. 1)	348. 0	島田土木	職員 (テ)	0547-37-1035
(テ) 波津	萩間川	牧之原市	波津	S52. 4. 1 (S54. 10. 1)	334. 0	島田土木	職員 (テ)	0547-37-1035

#### 雨量観測所 静岡県所管[袋井水防区]

観測所	流域河川	位置		観測開始 年月日	既往最大 日雨量	観測		
		郡市	大字			所属	氏名	電話
(テ) 牧之原	菊川	牧之原市	東萩間	S43. 4. 1 (S55. 3. 1)	365. 0	袋井土木	職員 (テ)	0538-42-3217
(テ) 御前崎	中西川	御前崎市	港	S49. 4. 1 (S60. 4. 1)	286. 0	袋井土木	職員 (テ)	0538-42-3217

雨量観測所 気象庁所管

観測所	観測種目						所在地	世界測地系		観測所の高さ m	風向風速計 地上の高さ
	降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他		緯度 (° ' )	経度 (° ' )		
御前崎	○	○	○	○		○	御前崎市御前崎	34 36.2	138 12.7	45	15.8
菊川 牧之原	○	○	○	○			菊川市倉沢	34 47.1	138 08.3	191	10.0
静岡空港	○	○	○				牧之原市坂口	34 47.7	138 11.3	132	10.0

水位観測所 静岡県所管[島田水防区]

観測所	流域河川	位置		水位				種別	観測 期間	管理者	
		郡市	大字	水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難 判断 (洪水特 別警戒)	氾濫 危険 (危険)			所属	電話
深谷橋	勝間田川	牧之原市	勝俣	m 2.20	m 2.80	m 3.10	m 3.40	自記 (テ)	定時	島田 土木	0547-37-1035
東中橋	萩間川	牧之原市	大江	1.70	2.20	2.50	3.10	自記 (テ)	定時	島田 土木	0547-37-1035
坂口谷 川橋	坂口谷川	牧之原市	細江	2.10	2.40	2.70	3.20	自記 (テ)	定時	島田 土木	0547-37-1035

危機管理型水位観測所 静岡県所管[島田水防区]

観測所	流域河川	位置		水位		種別	管理者	
		郡市	大字	観測開始 (TP) (m)	氾濫 開始相当 (TP) (m)		所属	電話
須々木	須々木川	牧之原市	須々木	5.94	8.00	洪水時 (制御型)	島田土木	0547-37-1035

牧之原市水防対策体制

次に示す基準に該当(または見込み)の場合、当該の水防対策支援(指標)を発令する。

指標	配備体制 (警戒レベル)	河川水位基準			気象警報	土砂災害	備考
		東中橋	深谷橋	坂口谷川橋			
5	災害対策本部 (警戒レベル5) 緊急安全確保 発令判断	氾濫 危険水位 3.1m	氾濫 危険水位 3.4m	氾濫 危険水位 3.2m	次のいずれかに該当する場合 ① 特別警報の発表 ② 記録的短時間大雨情報の 発表	次に該当した場合 ① 「キキクル」(気象庁)で「土砂災害危 険度情報レベル5(黒)」の表示	
4	災害対策本部 (警戒レベル4) 避難指示 発令判断	避難 判断水位 2.5m	避難 判断水位 3.1m	避難 判断水位 2.7m	※状況に応じて指標レベル をあげることとする。	次に該当した場合 ① 「キキクル」(気象庁)で「土砂災害危 険度情報レベル4(紫)」の表示  ※「土砂災害警戒情報を補足する 情報配信システム」(静岡県)も参考 にしながら、状況に応じて指標レ ベルをあげることとする。	土砂災害警戒情報が 発表され、「キキクル」 (気象庁)で市内の土砂 災害危険箇所「土砂 災害危険度レベル4 (紫)」が出た場合は、雨 量や河川水位、指標レ ベルに関わらず、避難 所開設を行う。
3	水防対策本部 (警戒レベル3) 高齢者等避難 発令判断	氾濫 注意水位 2.2m	氾濫 注意水位 2.8m	氾濫 注意水位 2.4m			※「土砂災害警戒情報 を補足する情報配信シ ステム」(静岡県)も参考 にする。
2	警戒配備 (警戒レベル2)	水防団 待機水位 1.7m	水防団 待機水位 2.2m	水防団 待機水位 2.1m	次に該当する場合 ① 駿河海岸に「水防警報(出 動)」が発令(H=3.4m)		※夜間の場合は、避難 に危険が伴う可能性も あるため垂直避難を促 す。
1	事前配備 (警戒レベル1)	-	-	-	次のいずれかに該当する場合 ① 大雨、洪水、暴風のいづれ かの警報の発表 ② 波浪警報が発表され、かつ 駿河海岸に「水防警報(待 機・準備)」が発令 (H=3.0m)		
0	配備なし (配備解除)	-	-	-	-	-	-

各指標における体制は、水防対策体制表(別紙)のとおりとする。  
なお、災害の状況等により、次の対応とすることがある(各指標共通)。

- ・ 本部長(市長)の判断により、班編成の再編および体制変更を実施することがある。
- ・ 急激な事態悪化や甚大な被害が見込まれる場合、夜間から翌朝までの時間帯で災害が発生すると見込まれる場合などは、動員基準によらず、本部長(市長)の判断により事前動員となることがある。
- ・ 指標の降下は、原則、その指標における動員基準がすべて解除された場合とするが、本部長(市長)の判断により降下することができる。

## 第3節 巡視及び警戒とその措置

### 1 巡視

水防管理者（市長）、消防団長及び静岡市消防局長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防及び津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸、津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第9条関係）

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

### 2 警戒

水防管理者（市長）、消防団長及び静岡市消防局長は、県から非常配備体制が発令されたとき、または気象等の悪化が予想されるとき等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防区長及び河川等の管理者に報告し、水防区長は水防本部長に報告するものとする。

巡視・警戒中に、堤防、ダムその他の施設の決壊、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、ただちに第4章「決壊等の通報及び決壊後の処置」に基づく通報をするものとする。

なお、高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側（又は海側）堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

## 第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な

作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

## 第5節 緊急通行

### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

### 2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第6節 水防信号及び水防標識

### 1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、下図のとおりである。

- (1) 信号は、適當の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- (3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること

水防信号

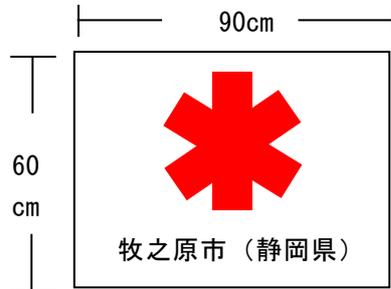
区別/方法	説 明	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第一信号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	約5秒約15秒 約5秒約15秒 約5秒約15秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○—— 休 止
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○—○—	約5秒約6秒約5秒約6秒約5秒約6秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○—— 休 止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○—○—○—	約10秒約5秒約10秒約5秒約10秒約5秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○—— 休 止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分約5秒約1分約5秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することをさまたげない 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする		

## 2 水防標識

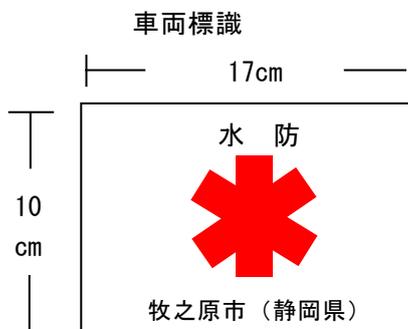
水防法第 18 条の規定による静岡県水防標識（昭和 31 年 9 月 28 日県告示第 939 号）は、下図のとおりである。

水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定をうけたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、下記標識を用うるものとする。

水防のため現場に赴く職員は、下記腕章を装着するものとする。

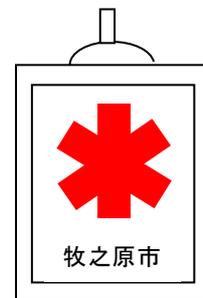


水は赤色、外は白色  
車載標識の寸法については、任意とする



水は赤色、外は白色

腕章



水は赤色、外は白色  
形状については、適宜とする

標燈

## 第 7 節 水防配備の解除

### 1 水防管理団体の配備の解除

水防管理者（市長）は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなると認めるときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、島田土木事務所長を経由して静岡県知事に報告するものとする。

### 2 消防団等の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 消防団員は、1.による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

# 第13章 協力応援

## 第1節 河川管理者の協力及び援助

### 1 静岡県の協力

河川管理者（静岡県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

#### (1) 河川に関する情報の提供

##### ア 情報提供を行う河川名及び水位観測所

次の情報提供を行う河川及び水位観測所一覧のとおりである。

水防区	番号	河川名	水位観測所名	監視カメラ	位置		
					郡市	区町	大字
島田	13	勝間田川	深谷橋	○	牧之原市		勝俣
〃	14	萩間川	東中橋	○	〃		大江
〃	15	坂口谷川	坂口谷川橋	○	〃		細江

##### イ 提供する情報

水位情報及び映像情報

##### ウ 提供する手段

・インターネット用ホームページ

ページ名称：サイポスレーダー（静岡県土木総合防災情報）

アドレス：<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

ページ名称：川の水位情報

アドレス：<https://k.river.go.jp/>

#### (2) 重要水防箇所の合同点検の実施

#### (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習への参加

#### (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

### 2 河川管理者の援助

河川管理者（中部、関東地方整備局長及び静岡県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

#### (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

#### (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

#### (3) 市町長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

#### (4) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

## 第2節 ホットライン体制

県管理河川（洪水予報河川、水位周知河川）においては、島田土木事務所長（水防区長）から市長に直接、携帯電話等により、河川の水位情報等を伝達するホットラインを実施し、市長が避難指示等の発令を判断するための支援を行う。

## 第3節 水防管理団体相互の協力及び応援

1 水防管理者（市長）は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長に対して応援を求めることができる。（法第23条）

但し、水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。

2 他の水防管理団体から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。

## 第4節 自衛隊の派遣要請

災害に際しては、知事の要請により、あるいは緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。（自衛隊法第83条）

また、水防管理者は、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

## 第5節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、牧之原警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（法第22条）（牧之原警察署 0548-22-0110）

## 第6節 中部地方整備局災害対策用車両等の派遣

中部地方整備局災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（FAX）。なお、要請に係る手続きは（P.33）に示す。要請に関する様式は、資料編様式7-1、様式7-2（P.51-52）のとおりである。

なお、派遣要請した場合には、速やかに所轄する水防区長を経由して県水防本部長まで報告するものとする。

中部地方整備局窓口の連絡先は下表、派遣要請のできる災害対策用車両等一覧は災害対策用車両等一覧表（P.34）のとおりである。市町管理河川でも派遣可能である。

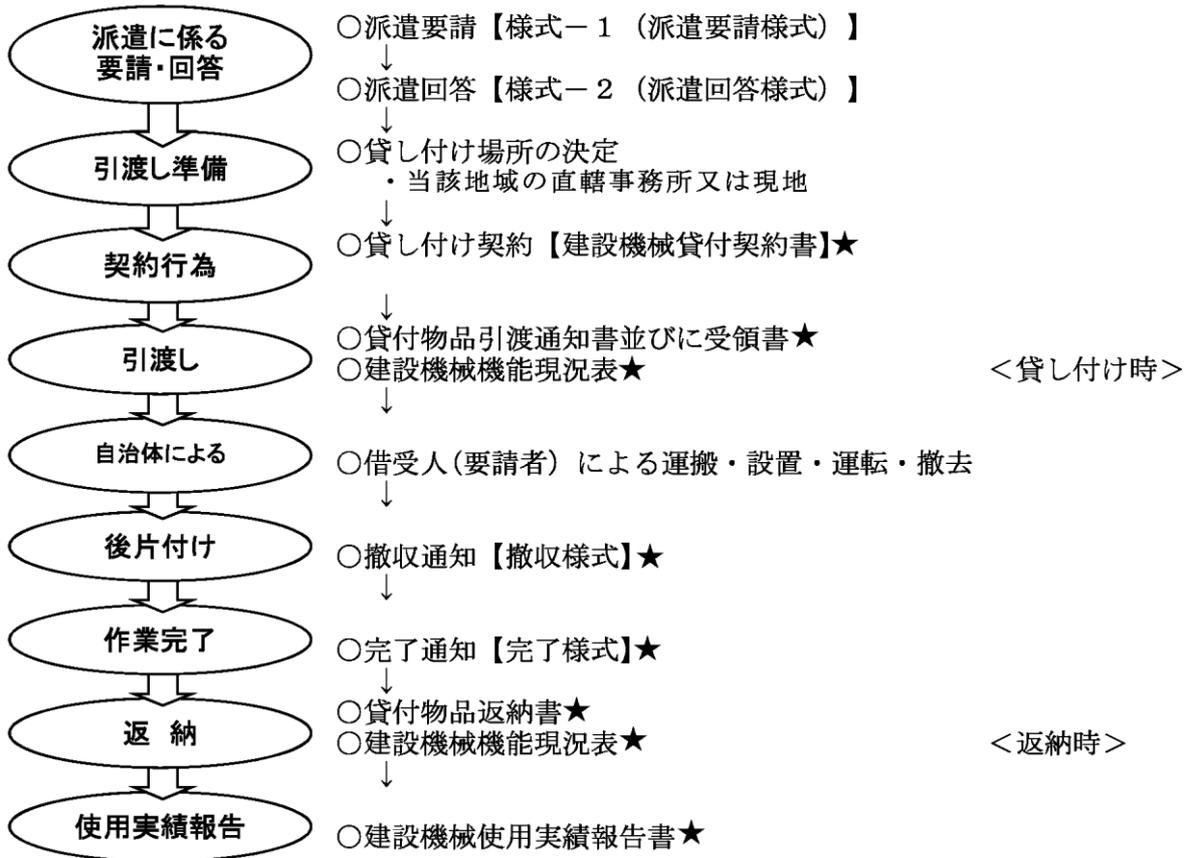
※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

災害対策車派遣要請連絡先

地 区	中 部 地 方 整 備 局 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号
中 部	静岡河川事務所 管理課	054-273-9105	054-205-1213

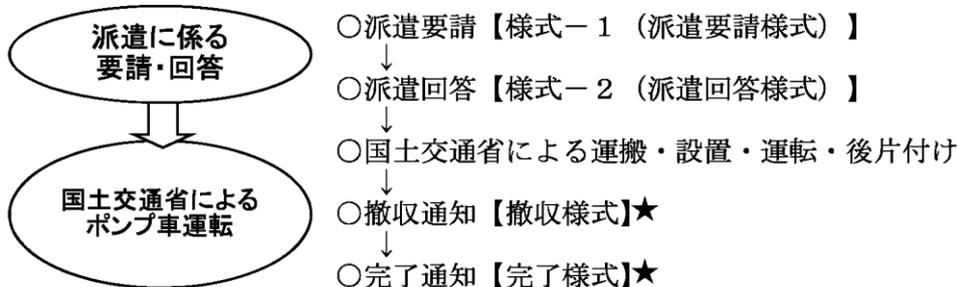
## 災害対策用車両派遣に係る手続きの流れ

### ①無償（国有財産貸付）による場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

### ②国土交通省による派遣の場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請手順

災害対策用車両等一覧表

令和3年4月現在

災害対策機械名	建設機械番号	規 格	数量	購入年度	保管事務所	緊急自動車	
対策本部車	13-1519	標準型	1台	平成13年度	静岡国道事務所	○	
	21-4502	標準型	1台	平成21年度	沼津河川国道事務所	○	
	21-4503	標準型	1台	平成21年度	磐城河川事務所	○	
	26-4500	標準型	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	
	30-1506	標準型	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○	
	R02-4506	標準型	1台	令和2年度	木曾川上流河川事務所	○	
待機支援車	R02-4507	標準型	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○	
	R02-4508	標準型	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○	
	16-1510	大型	1台	平成16年度	高山国道事務所	○	
	16-1511	大型	1台	平成16年度	飯田国道事務所	○	
	19-1515	π/2型	1台	平成19年度	紀勢国道事務所	○	
	21-4510	小型	1台	平成21年度	静岡河川事務所	○	
排水ポンプ車	21-4511	小型	1台	平成21年度	木曾川下流河川事務所	○	
	26-4509	小型	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○	
	R02-4509	π/2型	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	
	18-4502	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成18年度	静岡河川事務所	○	
	18-4503	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成18年度	三重河川国道事務所	○	
	18-4504	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成18年度	木曾川上流河川事務所	○	
	18-4505	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成18年度	木曾川下流河川事務所	○	
	18-4513	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成18年度	天竜川上流河川事務所	○	
	19-4502	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成19年度	木曾川上流河川事務所	○	
	19-4503	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成19年度	沼津河川国道事務所	○	
	19-4504	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成19年度	沼津河川国道事務所	○	
	19-4506	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成19年度	庄内河川事務所	○	
	19-4506	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成19年度	三重河川国道事務所	○	
	19-4509	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成19年度	木曾川下流河川事務所	○	
	20-4504	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成20年度	磐城河川事務所	○	
	20-4505	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成20年度	静岡河川事務所	○	
	20-4506	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成20年度	木曾川下流河川事務所	○	
	20-4507	30m <sup>3</sup> /min 揚程20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	
	21-4504	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成21年度	浜松河川国道事務所	○	
	21-4505	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成21年度	庄内河川事務所	○	
	21-4506	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成21年度	木曾川上流河川事務所	○	
	21-4507	30m <sup>3</sup> /min 揚程20m	1台	平成21年度	中部技術事務所	○	
	22-4503	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成22年度	沼津河川国道事務所	○	
	24-4500	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成24年度	庄内河川事務所	○	
	24-4501	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成24年度	磐城河川事務所	○	
	25-4500	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成25年度	木曾川上流河川事務所	○	
25-4501	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成25年度	天竜川上流河川事務所	○		
25-4502	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○		
25-4503	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○		
26-4500	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○		
26-4501	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○		
26-4502	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○		
26-4503	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○		
26-4504	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○		
26-4505	15m <sup>3</sup> /min 揚程20m	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○		
27-4501	30m <sup>3</sup> /min	1台	平成27年度	浜松河川国道事務所	○		
R02-4510	30m <sup>3</sup> /min	1台	令和2年度	磐城河川事務所	○		
R02-4511	30m <sup>3</sup> /min	1台	令和2年度	木曾川下流河川事務所	○		
R02-4512	30m <sup>3</sup> /min	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○		
R02-4513	30m <sup>3</sup> /min	1台	令和2年度	中部技術事務所	○		
照 明 車	13-1520	20kVA	10m	1台	平成13年度	静岡国道事務所	○
	15-1512	25kVA	10m	1台	平成15年度	飯田国道事務所	○
	15-1513	25kVA	10m	1台	平成15年度	紀勢国道事務所	○
	16-1512	25kVA	10m	1台	平成16年度	岐阜国道事務所	○
	16-1513	25kVA	10m	1台	平成16年度	高山国道事務所	○
	16-1514	25kVA	10m	1台	平成16年度	中部技術事務所	○
	17-1515	25kVA	10m	1台	平成17年度	北勢国道事務所	○
	17-1516	25kVA	10m	1台	平成17年度	中部技術事務所	○
	21-4508	2kW×6灯	10m	1台	平成21年度	磐城河川事務所	○
	21-4509	2kW×6灯	10m	1台	平成21年度	木曾川下流河川事務所	○
	28-4502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成28年度	天竜川上流河川事務所	○
	29-4505	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成29年度	沼津河川国道事務所	○
	29-4506	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成29年度	磐城河川事務所	○
	30-4502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○
	R02-4514	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	庄内河川事務所	○
	R02-4515	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	木曾川下流河川事務所	○
	R02-4516	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○
	18-4506	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	静岡河川事務所	○
	18-1514	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	名古屋国道事務所	○
	18-1515	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	多治見砂防国道事務所	○
	19-4507	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	木曾川上流河川事務所	○
	19-4508	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	庄内河川事務所	○
	19-1513	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	浜松河川国道事務所	○
	19-1514	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	三重河川国道事務所	○
	20-4508	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	天竜川上流河川事務所	○
	20-1510	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○
	20-1511	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○
	23-4500	2kW×6灯	20m	1台	平成23年度	浜松河川国道事務所	○
	25-4504	2kW×6灯	20m	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○
	26-4506	2kW×6灯	20m	1台	平成26年度	静岡河川事務所	○
	26-4507	2kW×6灯	20m	1台	平成26年度	木曾川下流河川事務所	○
	R01-4500	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和元年度	木曾川上流河川事務所	○
R01-4501	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和元年度	沼津河川国道事務所	○	
R02-4517	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	
分解型バックホウ	22-4504	1.0mm <sup>3</sup> 、遠隔操作式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-	
	22-4505	1.0mm <sup>3</sup> 、遠隔操作式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-	
応急搬立機	57-1341	FL-20、40m×6m(車道部)	1機	昭和57年度	静岡国道事務所	-	
	58-1341	40m×0.8m(歩道部)	1機	昭和58年度	静岡国道事務所	-	
	63-1366	FL-20、40m×8m(歩道部)	1機	昭和63年度	中部技術事務所	-	
	EB-0101	FL-25、50m×7.5m(歩道部)	1機	平成11年度	北勢国道事務所	-	
	FB-0501	FL-25、50m×7.5m(歩道部)	1機	平成25年度	静岡国道事務所	-	
	EB-0502	FL-25、50m×7.5m(歩道部)	1機	平成25年度	飯田国道事務所	-	
衛星誘導車	DC-0151	発電機付	1台	令和2年度	静岡国道事務所	○	
	DC-0551	発電機付	1台	平成15年度	中部技術事務所	○	
	DC-3252	発電機付	1台	令和2年度	三重河川国道事務所	○	
	DC-3451	発電機付	1台	平成14年度	天竜川上流河川事務所	○	
	DC-3551	発電機付	1台	平成15年度	沼津河川国道事務所	○	
	DC-3251	発電機付	1台	令和2年度	浜松河川国道事務所	○	
DC-3151	Gen-SAT	1台	令和元年度	中部地方整備局	○		

## 第 14 章 水防報告等

### 1 水防管理者(市町)の水防記録及び水防報告

水防管理者は、洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、消防団等からの報告（目安は 3 日）を基に次の記録を作成、保管し、様式 12（P. ●●）及び様式 14（P. ●●）により水防活動実施後 7 日以内に水防区長に報告しなければならない。

特に水防功労者表彰の申請については、実状を調査し内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を附して水防本部長に報告するものとする。（法第 47 条第 2 項）

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防（消防）団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防(消防)団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### 2 水防区長(土木事務所長)の水防報告

水防区長は、1. の報告を受けたときは内容を取りまとめ、水防管理者からの報告後 3 日以内に様式 13 及び様式 14 により水防本部長に報告するものとする。

## 第 15 章 水防計画及び水防訓練

### 第 1 節 水防計画

#### 1 水防計画の策定

- (1) 指定水防管理団体は、静岡県水防計画に基づいた水防計画を策定又は変更したときは、水防協議会に諮るとともに遅滞なく水防計画を知事に届け出なければならない。
- (2) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

#### 2 水防管理団体の水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたとき、又は変更したときは関係機関に配布するものとする。

#### 3 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、市町又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合の議決で定めるものとする。

#### 4 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、「水防計画作成の手引き（案）」（水防管理団体版）を参考にして作成する。

### 第 2 節 水防訓練

- (1) 指定水防管理団体は、毎年 1 回以上県の指導により消防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、所轄土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。
- (2) 水防管理団体が主催する水防研修や中部地方整備局が主催する水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。
- (3) 津波災害警戒区域に係る消防団は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

## 第 16 章 その他

### 第 1 節 費用負担及び公用負担

1 水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。(法第 41 条)

但し、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんするものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担

#### 2 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、水防（消防）団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第 28 条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記（1）から（4）（（2）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

#### 3 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す委任証を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証		
牧之原市消防団〇〇分団長		
氏 名		
上記の者に	の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任	
したことを証明する。		
年	月	日
牧之原市長	氏	名 <span style="float: right;">(印)</span>

## 公用負担権限委任証明書

### 4 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

第 号		公用負担命令書			
年	月	日	目的物 負担内容	種類 使用	員数 収用 処分
				牧之原市長	氏 名 (印)
				事務取扱者	氏 名 (印)
			殿		
-----切取線-----					
第 号		受領書			
			公用負担命令書 右受領した		
			年 月 日		氏 名 (印)
			殿		

公用負担命令書

## 第2節 公務災害補償

消防団員又は、消防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、牧之原市消防団員等公務災害補償条例（平成17年市条例第144条）により損害を補償するものとする。

## 第3節 牧之原市水防協議会

牧之原市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、水防法第34条により牧之原市水防協議会を置く。

牧之原市水防協議会は、水防に関し関係機関に対し意見を述べることができる。

牧之原市水防協議会は、会長1人及び委員をもって組織する。会長は、牧之原市長をもって充てる。委員は関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから牧之原市長が命じ又は委嘱する。

その他牧之原市水防協議会に関し、必要な事項は、参考資料2「牧之原市水防協議会条例（牧之原市条例第20号）」（P.73）で定める。本市水防協議会の構成は、参考資料3「牧之原市水防協議会委員名簿」（P.75）のとおりである。

## 第4節 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

### 1 洪水対応

#### (1) 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに市長に通知する。

#### (2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）

- ⑤ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

#### (3) 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた上記1①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者、その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じる。

#### (4) 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱

等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

(5) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市は、市地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(7) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

## 2 津波対応

(1) 津波災害警戒区域の指定

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用 (<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/1003560/1049186/index.html>) により公示するとともに、市長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

津波災害警戒区域一覧表

(令和6年4月1日現在)

水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町
下田	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町	-
熱海	熱海市・伊東市	-
沼津	沼津市・伊豆市	伊豆市
富士	富士市	-
静岡	静岡市	-
島田	-	-
袋井	掛川市・御前崎市	-
浜松	湖西市	-

(2) 津波浸水想定図

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県では、平成25年6月に公表した静岡県第4次地震被害想定(第一次報告)での想定津波浸水域図(レベル2の津波の最大浸水深図(重ね図))を基に、津波浸水想定図を作成し、公表している。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/jishintsunami/1040794/1029853.html>)

この津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定(最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深)である。

(3) 市地域防災計画の拡充

市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(4) 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該

区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置く。なお、高潮についても必要な措置を講じる。

(5) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育に関する事項
- ④ その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## 第 5 節 災害用伝言ダイヤル「171」等

(N T T 西日本)

災害用伝言ダイヤルとは、地震、水害等災害が発生した時に最も重要となる安否確認を伝達するシステムである。

また、災害時に利用できる安否確認システムには、伝言ダイヤルのほか、災害用ブロードバンド伝言板 (w e b171)、携帯電話会社の災害用伝言板がある。

これらの詳細については別表 6 「災害用伝言ダイヤル「171」について」(P. 50) のとおりである。